泉佐健高第1461号

平成30年9月20日

指定居宅介護支援事業所　管理者　様

泉佐野健康福祉部高齢介護課長

**厚生労働大臣が定める回数以上の生活援助中心型サービスを**

**位置づけるケアプランの届出について**

日頃より本市介護保険行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、平成30年度の介護保険制度改定に伴い、訪問介護における生活援助中心型サービスについては利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、通常の利用状況からかけ離れた利用回数となっているケアプランについて、市への届出が義務付けられました。（平成30年5 月10日介護保険最新情報vol.652「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護の公布について」参照。）

つきましては、1月あたりの回数が厚生労働大臣の定める回数以上となる場合は下記届け出書等を提出してください。

記

○届出の対象となる回数

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 要介護１ | 要介護２ | 要介護３ | 要介護４ | 要介護５ |
| 27回 | 34回 | 43回 | 38回 | 31回 |

○提出書類

・生活援助中心型サービスが厚生労働大臣の定める回数以上となる場合の届出書

　（別紙参照）

・アセスメント表

・居宅サービス計画書（１）（２）、週間サービス計画表

・サービス担当者会議録

○提出期限

　　平成30年10月1日以降に作成または変更した居宅介護サービス計画について、当該月の翌月末までに提出してください。

○その他

　・届出の対象となる生活援助中心型サービスは生活援助のみの回数であり、「身体1生活1」等身体介護が混在するサービスは含まれません。

　・届出後の取り扱いについては、必要に応じて、ヒアリングや多職種協働による検証を行うための会議を開催します。（ヒアリングや会議を行う場合は事前にご連絡します。）

○提出先および問い合わせ先

　泉佐野市健康福祉部高齢介護課認定給付係

　連絡先：072-463-1212（代表）　内線2162、2169